平成２２年（フ）第３８５号
さいたま市西区三橋６丁目1327番地２　オーキットヒルズＡ―101
債務者　冨依　秀紀
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
さいたま市西区三橋６丁目1327番地２　オーキットヒルズＡ―101
債務者　冨依八千代
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
埼玉県川口市栄町１丁目10番17号、旧住所宮城県仙台市太白区西多賀４丁目16番40号
債務者　佐々木義明
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
さいたま市見沼区大字南中野1044番地５　スターハイツ202、旧住所さいたま市中央区八王子４丁目４番18―102号
債務者　佐々木美奈子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２５号
さいたま市西区大字内野本郷617番地11
債務者　菊池　　進
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４５号
埼玉県川口市青木３丁目12番28号
債務者　小林　義一
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
さいたま市中央区上落合３丁目２番19号　シティーハウス与野101号
債務者　川合　弘英
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９０号
埼玉県川口市前上町14番１号　ヒルズ土井201号
債務者　佐藤　誠二
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
埼玉県春日部市中央１丁目22番19号　第７メゾンクレールカスカベ306
債務者　木全　典子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
三重県尾鷲市古戸町９番25号、前住所三重県尾鷲市須賀利町177番地
債務者　中村　**桑**三
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４０号
三重県尾鷲市古戸町９番25号、前住所三重県尾鷲市須賀利町177番地
債務者　中村　昌代
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４１号
三重県尾鷲市古戸町２番20号、前住所三重県尾鷲市須賀利町308番地18
債務者　世古　征康
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４４号
三重県熊野市飛鳥町佐渡561番地
債務者　分藤　広信
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第２８９６号
大阪市大正区平尾５丁目９番９―704号
債務者　福岡　満子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２８号
大阪府高槻市栄町２丁目19番７―501号
債務者　池上　利幸
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１０号
大阪市北区本庄東２丁目14番６号モリキマンション102号室、事業所所在地大阪市北区長柄東２－１　24棟914号
債務者　布工房プラネットこと　吉田　澄子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３０号
大阪市天王寺区南河堀町３番37号
債務者　喫茶憩こと　天堂　正康
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで大阪地方裁判所第６民事部